

10月支給分の公的年金から

「年金からの住民税の引き落とし」が始まります！

年金からの住民税引き落としQ&A

◆導入の目的は？

年金からの住民税の引き落としは、国の税制改正により、年金受給者の納税の便宜を図ることを目的として導入されるものです。

◆対象者は？

対象者は、年金にかかる住民税があり、公的年金から介護保険料が引き落とされている「4月1日現在65歳以上」の方で、対象者には既に通知を差し上げています。

◆引き落とされる住民税額は？

年金から引き落とされる住民税額は、年金所得分にかかる税額です。年金所得のほかに給与所得や事業所得がある方の住民税額は、給与からの引き落としと、市から送付される納税通知書でそれぞれ納めていただきます。

◆年金からの住民税の引き落としが途中で中止となるのは？

今年の4月2日以降の市外へ

の転出、年金分の住民税額の変更、年金の支給停止、年金からの介護保険料引き落としの対象外などに該当する場合は、住民税の年金からの引き落としは年度途中でも中止になります。

この場合、市から送付される税額変更通知書でご確認いただき、同封の納税通知書で納めていただく方法に切り替わりま

◆この制度改正により、住民税の納付方法が変わる方がいます。

市から送付される納税通知書の納め忘れにご注意ください

【ケース1】昨年1年間の所得が年金のみで、10月支給分の年金からの住民税引き落としの対象になる方

【納付方法】平成21年度住民税の1、2期分は、すでに市から送付されている納税通知書で納めていただくこととなります。

【ケース2】昨年1年間の所得のうち年金所得以外に住民税のかかる所得がある方で、10月支給分の年金からの住民税引き落としの対象になる方

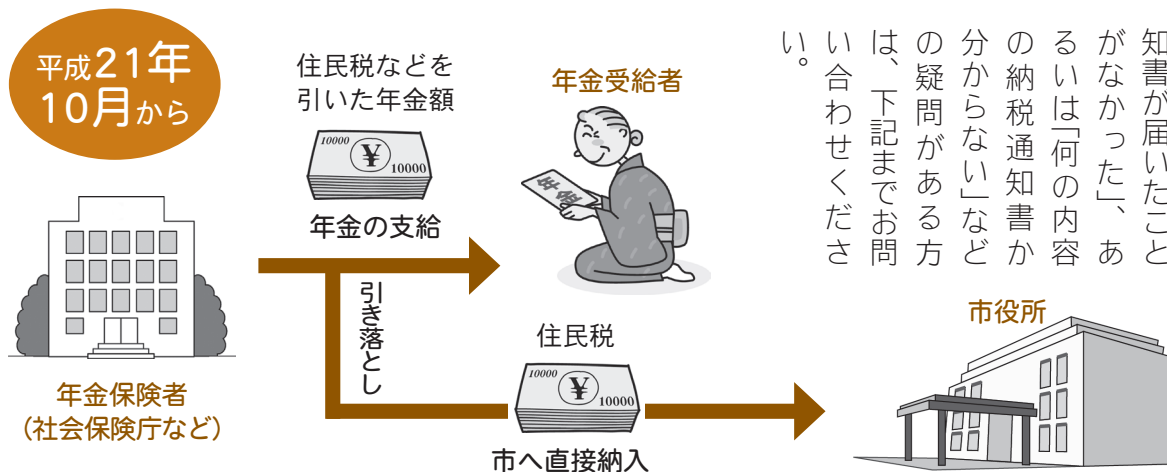
【納付方法】すでに市から送付されている1期〜4期分の納税通知書で納めていただくこととなります。

【ケース3】昨年、年金の所得のほかに給与所得があり、住民税が給与から引き落とされている4月1日現在65歳未満の方

【納付方法】この制度の導入により、年金分の住民税は給与からの引き落とし分に含めることができなくなり、別々に納めていただくことになりました。年金以外の所得にかかる住民税は、これまでどおり、給与分と合算することができます。

※お手元に住民税の納税通知書が届いている方は、各納期までにお納め願います。今まで納税通

知書が届いたことがなかった、あるいは「何の内容の納税通知書かわからない」などの疑問がある方は、下記までお問い合わせください。



問い合わせ 市税務課 ☎内線1056～1059